令和８年８月　韮崎市農業委員会議事録

１．開催日時　　令和８年８月２５日（火）　１３：３０～１４：４５

２．開催場所　　韮崎市役所　４階　大会議室

３．出席委員（１７名）

農業委員		農地利用最適化推進委員	
１番	柳本　進	２０番	高野　豊村
２番	伊藤　光（欠席）	２１番	石川　吉郎
３番	平賀　髙茂	２２番	大柴　操
４番	露木　和雄	２３番	横森　公夫
５番	髙添　久	２４番	保坂　保
６番	佐藤　幸徳（欠席）	２５番	岡田　政雄
７番	今福　秀和	２６番	嶋津　正一
８番	齊藤　重範	２７番	越石　健司
９番	内藤　幹雄	２８番	小澤　和彦
１０番	山本　弘行	２９番	川端　要
１１番	加賀爪　一志	３０番	中込　久
１２番	功刀　俊彦	３１番	湯舟　文雄
１３番	貝瀬　等	３２番	矢崎　林
１４番	中込　行雄	３３番	千野　英樹
１５番	赤澤　洋		
１６番	田中　浩子		
１７番	小尾　智子		
１８番	鈴木　暁子		
１９番	野口　博文		

４．議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　諸報告

第３　議案第１号　農地法第３条の規定による申請の承認について

議案第２号　農地法第３条買受適格者証明の承認について

議案第３号　農地法第４条の規定による申請の承認について

議案第４号　農地法第５条の規定による申請の承認について

議案第５号　農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の承認について

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出について

報告第２号　農地を農業用施設に使用する届出書について

５．農業委員会事務局職員
事務局長：早川　洋
書　　記：小野　貴史・志村　奈美

６.会議の概要
＜事務局長＞
ただ今から令和８年８月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「２：会長挨拶」　柳本会長、お願いいたします。

＜会　長＞
（会長あいさつ）

＜事務局長＞
ありがとうございました。続きまして、「３：議事」に移ります。
韮崎市農業委員会会議規則第５条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

＜議　長＞
本日、出席委員は農業委員１９名中１７名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。
「日程第１　議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第１６条第３項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

それでは、４番　露木 和雄 委員、５番　髙添 久 委員 にお願いいたします。
また、会議書記には、事務局職員小野氏 と 志村氏 を指名いたします。
続きまして、「日程第２　諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

＜事務局＞
それでは会務について報告をさせていただきます。

８月７日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及び事務局小野が出席いたしました。

＜議　長＞
ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

＜議　長＞
以上で日程第２を終わります。
続きまして、「日程第３」議案第１号「農地法第３条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

＜事務局＞
それでは、議案集の１ページをご覧ください。今月の農地法第３条の許可申請は、所有権の移転に関するものが１０件 18,416.40 ㎡であります。

申請番号１番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。
申請番号２番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。
申請番号３番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。
申請番号４番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。
申請番号５番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。
申請番号６番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）新規就農のための所有権移転の申請であります。
申請番号７番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）新規就農のための所有権移転の申請であります。
申請番号８番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。
申請番号９番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。
申請番号１０番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

＜議　長＞
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号１番　　：事務局（伊藤委員欠席のため）
申請番号２番及び３番：大柴委員
申請番号４番　　：露木委員
申請番号５番　　：保坂委員
申請番号６番　　：今福委員
申請番号７番　　：嶋津委員
申請番号８番　　：加賀爪委員
申請番号９番　　：貝瀬委員
申請番号１０番　　：湯舟委員
（各委員より現地調査に基づく説明。申請番号２番について、申請地は山林化しており審議保留にすべき旨報告あり。）

＜議　長＞
各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。ご質問等ございますか。

（質問・意見なし）

＜議　長＞
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第１号、申請番号１番から１０番について、申請番号２番を除き、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

＜議　長＞
賛成多数ですので、議案第１号については申請番号２番を除き、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第２号「農地法第３条買受適格者証明の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

＜事務局＞
それでは、議案集の５ページをご覧ください。買受適格者証明については１件 187 ㎡となっております。（買受適格者証明について説明）

申請番号１番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は岩下岩根前、農用地使用のための競売参加の申請であります。

＜議　長＞
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号１番：柳本会長
（委員より現地調査に基づく説明。）

＜議　長＞
委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

＜委員Ａ＞
申請者は建物も含めて購入し、移住する予定でしょうか。営農経験はあるのでしょうか。

＜事務局＞
移住という話は伺っておりません。建物は農業用倉庫になりますので、倉庫も使用しながらこちらに通って耕作されると伺っております。（中央市での営農状況の概要説明）

＜委員Ｂ＞
事務局の説明ではコンクリートを剥いで農地にするという話だったかと思いますが、そういうことでよいでしょうか。

＜事務局＞
はい。コンクリートを剥がして農地に復元してから耕作をしていただきます。

＜委員Ｃ＞
　畑にコンクリートを張って、畑ではない状況の農地を何年かわからないですけれど見過ごしていたということですね。これを競売で落とした人が畑にするということではなく、現状を何年も認めてしまっているのであれば、追認という形で宅地なら宅地、雑種地なら雑種地として、農地ではないという形で競売にかけるということは出来ないのでしょうか。

＜事務局＞
　この土地の位置づけが、農振農用地となっております。

＜委員Ｄ＞
　申請地は、資料の写真の建物の左側、下ろしの部分や前の空いているところが該当箇所ということでいいでしょうか？また、資料には隣接宅地と一体利用とありますが、隣の建物の部分は宅地ということですか？

＜事務局＞
　下ろしがかかっている部分からが今回の申請地になります。隣地は宅地ですが、建物の前の空き地の部分についても農業をするという申請を受けております。建物につきましては、農作物や農機具の保管をしたいという計画が提出されております。

＜委員Ｅ＞
　左側に斜面がありますが、建物の手前を通らずに、トラックの進行方向へ進めばそちらから道路に出られるということですね？

＜事務局＞
　そうです。トラックが止まっている方向へ進めば、農地を通らずに道に出られるようになっています。

＜委員Ｂ＞
　韮崎市に他に農地を所有しておらず、また、中央市での営農状況を聞く限りでは、今回の申請地を購入してコンクリートを剥がしてまで営農をするとは考えにくいのですが。

＜事務局＞
　申請時点では、営農計画及び現在の耕作状況のみで判断をしていただくしか方法がありません。

＜議　長＞
　よろしいですか。それでは採決いたします。議案第２号、申請番号１番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

＜議　長＞
　賛成少数のため、議案第２号申請番号１番については不許可といたします。

次に、議案第３号「農地法第４条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

＜事務局＞
議案集の６ページをご覧ください。今月の農地法第４条の規定による許可申請は、１件 311 ㎡となっております。

申請番号１番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井天神前、駐車場及び倉庫、資材置場のための申請であります。

＜議　長＞
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号１番：保坂委員
（委員より現地調査に基づく説明。）

＜議　長＞
委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問・意見なし）

＜議　長＞
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第３号、申請番号１番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

＜議　長＞
賛成多数ですので、議案第３号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第４号「農地法第５条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

＜事務局＞
議案集の７ページをご覧ください。今月の農地法第５条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが４件 7,486.17 ㎡、賃貸借権の設定に関するものが１件 490 ㎡となっております。

申請番号１番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は富士見二丁目、個人住宅建築のための申請であります。
申請番号２番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は上ノ山馬口、住宅敷地拡張のための申請であります。

申請番号３番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保御崎平、個人住宅建築のための申請であります。
申請番号４番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町上本田、駐車場及び倉庫建設のための申請であります。
申請番号５番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町下條中割新田、駐車場及び資材置場建設のための申請であります。

＜議　長＞
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号１番：柳本会長
申請番号２番：高野委員
申請番号３番：平賀委員
申請番号４番：齊藤委員
申請番号５番：赤澤委員
（各委員より現地調査に基づく説明。）

＜議　長＞
各委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問等ございますか。

（質問・意見なし）

＜議　長＞
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第４号、申請番号１番から５番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

＜議　長＞
賛成多数ですので、議案第４号、申請番号１番から５番について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第 31 条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされております。
申請番号４番について田中浩子委員に関する案件がありますので、議案第５号が終了するまで、退席をお願いいたします。

（田中委員　退席）

＜事務局＞

議案集の９ページをご覧ください。今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の承認については４件 11,893 ㎡となっております。

申請番号１番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：５年２ヶ月、再設定です。
申請番号２番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：５年２ヶ月、再設定です。
申請番号３番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：５年２ヶ月、再設定です。
申請番号４番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：５年３ヶ月、再設定です。

＜議　長＞
事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問・意見なし）

＜議　長＞
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第５号、申請番号１番から４番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

＜議　長＞
賛成多数ですので、議案第５号について原案のとおり承認いたします。

（田中委員　着席）

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

＜事務局＞
今月の報告案件、第１号及び第２号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が３件 10,894 ㎡、農業用施設の届出が１件です。議案集の１１ページをご覧ください。

報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」を説明いたします。

申請番号１番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は上祖母石川久保他、相続による所有権移転の申請であります。
申請番号２番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は穂坂町宮久保北原、相続による所有権移転の申請であります。
申請番号３番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は穂坂町宮久保神ノ木他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告第２号「農地を農業用施設に使用する届出書について」を説明いたします。

申請番号１番（土地の所在・届出人についての説明）申請地は穴山町宮窪、農業用倉庫設置のための届出であります。

＜議　長＞
報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

＜事務局＞
（「４　その他」について、事務局より説明）
質疑等ございますか？

（質疑なし）

＜事務局長＞
小尾職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

＜職務代理＞
（閉会あいさつ）

＜事務局長＞
以上をもちまして、令和８年８月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】
〇書記：小野　貴史
〇書記：志村　奈美